

JR東海労新幹線関西「発」第2号
2016年5月19日

タイガー警備保障株式会社
代表取締役社長 吉川 久美殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「出向組合員の労働条件改善に関する」団体交渉開催の申し入れ

御社に2015年2月から出向しているJR東海労働組合組合員2名の労働条件の改善について、以下の通り申し入れますので、遅くとも6月20日までに団体交渉の場を設定して頂き、誠意ある回答を要求します。

記

I. 労働条件の改善について

1. 休日出勤の強要について

3月29日、御社は、出向中の組合員に対して、4月3日、10日の公休日に休日出勤するよう強要しようとしていました。御社における社員の勤務繰配についてはこの間、組合員が積極的に協力してきました。しかし、今回の本社官制による休日出勤を強要する言動については、労使間の信頼関係を築く上で極めて重大な問題であると考えられます。さらに、慢性的な超過勤務が発生していることは心身共に疲労が蓄積することになるので、以下の通り申し入れます。

- ①出向の事前の説明では、超過勤務、休日出勤の労働条件の説明がなかった。見解を明らかにすること。
- ②休日出勤に関する就業規則、規程を資料をもって明らかにすること。
- ③休日出勤は、年間何日を計画しているのか、明らかにすること。
- ④休日出勤は、社員の要員不足が原因であると考え。御社の社員数、要員計画、退職者数を資料をもって明らかにすること。
- ⑤超過勤務については、超過勤務の発令が必要であると考え。本人への伝達と意思確認はどのようにして行われているのか明らかにすること。
- ⑥休日出勤を強要した組合員に対して謝罪すること。
- ⑦今後、休日出勤の強要は止めること。

2. 勤務場所、期間が定まらない不確定な労働条件について

御社へ出向して以降、頻繁に勤務場所が変更し、その期間も短いのは1日だけ、長期でも9ヶ月と不定期であり、出向となった2015年2月から今年5月までに12箇所の勤務場所の変更を繰り返しています。

また勤務場所の連絡も、普段から直近の2～4日前であり、心配した組合員から勤務場所を尋ねても「まだ決まってない。こちらから連絡する」として決定するのは前日ということも頻繁です。さらに、勤務場所の内容によっては制服の変更が必要になり、準備や交通手段の把握にも苦勞を強いられています。

このような勤務実態では不安が募り、本人の精神面及び健康面を含め厳しい労働条

件であるため、以下の通り申し入れます。

- ①勤務場所の変更が繰り返されている理由を明らかにすること。
- ②勤務場所が前日まで決定しない理由を明らかにすること。
- ③勤務場所の確定はどのようにして決定するのか明らかにすること。
- ④出向している組合員については、短くても1ヶ月以上の勤務場所に就かせるようにすること。
- ⑤前日まで勤務場所・制服が分からないような労働条件の伝達は問題があると考えられる。見解を明らかにすること。
- ⑥制服の種類が3種類と多すぎる。1種類の統一した制服とすること。
- ⑦会社の制服や安全靴は個人で購入するのではなく、消耗品であり貸与されたい。
- ⑧作業で使う手袋及び軍手（安全具）を貸与されたい。
- ⑨熱中症対策でポカリスエット等のドリンクを常備されたい。
- ⑩季節に応じて長い安全靴でなく、短い安全靴に替えられたい。
- ⑪夏期は、作業場にパラソルを備え付けられたい。
- ⑫冬期は、ホッカイロを貸与されたい。

II. 適正な要員確保について

休日出勤や超過勤務、勤務場所が前日まで分からない問題は、適正な要員の不足が原因であると考えられます。適正な要員が確保されなければ、その負担は当然のように社員に影響を及ぼします。よって、要員に関する労働環境の改善を求めて以下の通り申し入れます。

- ①昨年度と今年度の新規採用数と退職者数の実績を明らかにすること。
- ②今年度の業務内容に沿った、要員計画を明らかにすること。
- ③新規採用者の途中退職者数を明らかにすること。
- ④現在の社員数と契約社員数、出向者数を明らかにすること。

III. 関連会社でないJR東海との関係について

JR東海(以下「会社」という)の社内規程では、出向は「関連会社」への出向と謳っていますが、御社と会社との関係は「関連会社」ではありません。この間、私たちは、御社への出向は協約、協定に違反した出向であると抗議しています。さらに、組合差別を併せて出向させていますが、これらは明らかに不当労働行為であります。よって、その改善を求めるために以下の通り申し入れます。

- ①御社がJR東海会社へ求人を出した時期を明らかにすること。
- ②関連会社でない御社が出向を受け入れている事実について見解を明らかにすること。
- ③今回の2名の組合員の出向を受け入れることを決定した経緯を明らかにすること。
- ④JR東海会社が、御社への出向を利用して組合差別を行っている事実について、見解を明らかにすること。
- ⑤組合員と同じ時期に御社に出向していた社員が今年5月に突然、関連会社である別の出向会社へ異動した。この異動に至った経過を全て明らかにすること。
- ⑥以上の多くの問題を鑑み、出向中の組合員を直ちに関連会社である他の出向会社へ異動させるよう御社が会社へ上申すること。

以上